

会 議 録

会議の名称	白岡町自治基本条例策定審議会（第2回）
開 催 日	平成23年3月2日（水）
開催時間	午後6時56分 から 午後8時53分 まで
開催場所	役場庁舎 3階 庁議室
会長の氏名	会 長 興 淳明
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	副会長 堀 富夫 委 員 市川憲子 委 員 岩上 賢 委 員 内山欣春 委 員 関山功一 委 員 田中幸雄 委 員 中太利明 委 員 仲丸教子 委 員 齊田洋三 委 員 齋藤信治 10人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	なし
説明員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
事務局職員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会議次第	別添のとおり
配布資料	白岡町自治基本条例原案に対する審議会委員からの意見等 自治基本条例中で使用している用語等の比較（参考）

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河野課長補佐	1 開会（１８：５６） 開会を宣する。
興会長	2 あいさつ（１８：５７）
	3 議題（１８：５７） 自治基本条例策定審議会条例第６条第１項の規定により、興会長が議事を進行する。
興会長	(1) 条例原案の前文～第４章行政までの調査審議 進め方については、前文から一条ずつ審議していくことでよろしいか。
出席委員	了承する。
興会長	では、前文について、事務局から説明を求める。
岩楯主査	前文で規定している内容と、前文に対して事前に委員からいただいている意見の報告及びそれに対する事務局の対応案を説明する。
興会長	これについて、意見等があればお受けする。
A 委員	「最高規範性」が残るのであれば、この条例が最高位になることとのバランスから、我々が次世代に引き継いでいくことをメッセージとして伝えるために、「必要」を「義務」などの強い表現に修正した方が良いと思う。
高澤課長	皆さんが「必要」では弱いので修正する方向に意見がまとまるのであれば、事務局も「責務」等に修正したいと考えている。
A 委員	「何をすべきか」が伝わるかについては、読む人の捉え方によるので、一町

	民として、強い表現に修正すべきであると思う。
B委員	A委員も、事務局も同じ考えだと思う。「必要」よりも強く表現されれば良いと思うが、私は、「義務」よりも「責務」の方が良いと考える。
A委員	私も「責務」で良いのではないかと思う。
興会長	それでは、ここでは取りあえず「責務」としておき、審議が終了した時点で全体の整合性を出すということで、前文としてはこれでよろしいか。先に進みたいと思う。
出席委員	了承する。
A委員	「安心安全」という言葉については、全国レベルの話で、一般の人が読んでわかるようにするために、何をもって暮しやすいと言うのかを考えた。その時に、広範囲の捉え方でなく、具体的に「健康であること」を入れる方が、一般的には読みやすいと考えた。議論していただきたいという提案である。
C委員	地域社会のつながりが希薄なので、「心豊かな」を入れてはどうか。
興会長	「安全安心で心豊かな」とするということか。
D委員	幸せの価値観は一人ひとり違うので、「幸せ」よりは「安全安心」の方が良いと考える。前文の中で既に「心豊かな人間関係」と述べているので、「心豊か」を入れると表現が重複するのではないか。
高澤課長	幸せ度合いは人によって違う。健康でない方もいる中で、「幸せ」を表現することは難しいと思う。
C委員	事務局で文言を整理していただければと思う。

興会長	ご提案いただいた意見は、固執するものでなく事務局の案でも良い、ということか。
高澤課長	幸せには、健康でない方の価値観もあり、「心豊かな」にも含まれているということによろしいか。
出席委員	了承する。
興会長	この後は、一条ずつ事務局に説明していただいて、質疑・ご意見がなければ次に進める方法で進めたい。では、事務局に第1条から説明をお願いします。
岩楯主査	第1条 について、委員からの事前に意見がなかったので、規定している内容のみ説明する。
興会長	質疑等を受け付ける。
D委員	「町民」の規定には、権利と責務があり、議会や行政には「権利」の規定がない。権利を主張する人に対して、議会や行政は対抗できるのか。よって、権利を追加してはどうか。
高澤課長	地方自治の仕組みでは、住民の選挙で選ばれた議員と長、長の補助機関である我々行政が仕事をしている。例えば滞納処分には強制力があり、「住民ニーズにあった町政運営方針を行う」とは書けても、個々の強制力については書けない。
A委員	「責務等」とある。「等」とは何か。
高澤課長	町民の権利と責務、議会・議員の責務、行政の責務の他に、参画と協働や情報公開のことも書かれており、これら全部を列記できないため、「等」として

興会長	第1条についてはこれで良いか。
出席委員	了承する。
岩楯主査	第2条 の内容と、第2条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
高澤課長	補足する。条例原案を作る段階で、近隣で最近、自治基本条例を制定した自治体を参考にした。自治体によって工夫がなされているが、統一した定義はないので、悩んだ結果、白岡町では原案のとおりとなった。
興会長	質疑等をお願いする。
E委員	最初に条例素案を読んだ時、「町」にはいろいろな意味合いが含まれており、定義した方が読みやすいと感じた。原案では定義されているので、分かりやすくなったと感じている。
B委員	私は、なぜ、議会と執行機関（地方自治法上、議会は執行機関を監視する機関）を一緒に括って定義付けをするのか疑問だった。町長と議会という二元代表制を取り、住民の選挙によってそれぞれ選ばれ、役割が明確になっている。それなのに、執行機関と議会を一括りにまとめてよいのか疑問を持っている。
高澤課長	おっしゃるとおり、我々も悩んだ。素案には元々なく、解釈が明確となるよう、他市町を参考にしてこのようになった。
B委員	後の条文を見ると、定義した方が読みやすいことは理解する。ただ、やはり二元代表制なのに、定義で、議会と執行機関をまとめてしまうことには違和感がある。また、私たちが「町」と言う場合は通常執行機関のことを言っている。
高澤課長	つくる会でも、町なのか、行政なのかと意見が分かれ、捉え方が違っていた

	が、人によって読み方が違うものはまずいので、あえて定義した。
A 委員	一町民として、町民主体の自治という観点から考えて言わせていただくと、行政と議会は違うものであるが、行政のことは「町」であり「行政」とは言わない。
E 委員	町という表現にいろいろな意味があって、素案は読みにくかったが、定義したことで理解しやすくなった。また、「町」の部分を「議会及び行政」に置き換えてしまうと、何度も出てくるので、かえって分かりにくくなると思う。
F 委員	以前、自治基本条例に関する勉強会に出席したが、先生により様々な考え方があると感じた。ニュアンスが違っており、良い面もあれば悪い面もあった。町民主体なので、我々がどのようにするのか考える必要がある。
B 委員	宿題としてはいかがか。
興会長	それでは、「町」の定義をどうするのかについては持ち越すこととする。
出席委員	了承する。
B 委員	事務局が、公共的な課題も含めて活動している団体の活動を自治的と表現しているが、私は「自治的な活動」として事務局が想定している、具体的な活動内容をお伺いしたかった。
高澤課長	行政区で行っている花植え、草取り、清掃活動などの自治会活動や、配食サービス等、地域で行うボランティア活動のように、様々な自主、自立活動を想定している。
興会長	第2条の定義については、「町」の定義を保留とした以外については良いか。

出席委員	了承する。
岩楯主査	第3条 については、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	ご質疑などを受け付ける。
D委員	一町民としては、第2条の議論が先ほどあったが、第3条で「町」に行政と議会が含まれていることを抵抗なく受け入れられた。
興会長	先ほど「町」の定義を宿題としたので、今のご意見は参考意見とする。先に進んでよろしいか。
出席委員	了承する。
岩楯主査	第4条 についても、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
E委員	「学習する権利」と書くと、町に担保を要求するのではないかと懸念する。
高澤課長	そのような懸念から、「まちづくりに主体的に学習する場合に」と限定している。町政情報コーナーで情報提供しているし、内容説明で整理している。
興会長	E委員、いかがか。
E委員	何でも要求してくるのではないかという懸念があった。
C委員	自主的な活動を行う中での要求なので、良いのではないか。
出席委員	了承する。

岩楯主査	第5条の内容と、第5条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
興会長	質疑を受け付ける。
F 委員	「まちづくり」という言葉は漠然としている。私自身、地域でまちづくりを行っているが、実際に活動を行う側としては、何が「まちづくり」なのかが分からない。住民協働町民推進会議で提言した立場なので、できることを地域で実践してきたが、活動を実際に行う上では、「ヒト、モノ、カネ」がどうしても不可欠である。町民から提案がある場合に、町は対応できるのか疑問である。もっと簡単に、「町に提案ができる」で良いのではないか。
高澤課長	F 委員は、積極的に活動されているので、特にそのように感じるのだろう。 町民の責務では、町民に期待を込めた表現となっている。まちづくりは、環境美化活動、福祉活動など幅広いので、第2条第4号で広く定義している。「提案」については、第15条の「参画及び協働」で、町と町民との関わりを述べているので、後半（次回審議会以降）でご意見をいただければと思う。
B 委員	第5条について、当然のことである場合であっても規定しているという説明があったが、当然のことについて、わざわざ最高規範性のある条例に書くのは、逆に考えれば他者を尊重しない人がいるのか、と受け止められてしまう懸念がある。町議会には政治倫理に関する条例はないが、わざわざ制定しなくても政治倫理が守られているからであり、作る必要がないからである。それを考えれば、他者を尊重しない人がいるから書くのだと感じてしまうので、この規定は不要ではないか。
E 委員	高い志を持った方ばかりなら良いが、現実には、P T A活動をしている時に、本当にいろいろな方がいた。
B 委員	このように規定しなければならない現実があるということか。

A 委員	もしこの規定を削除した場合、他のところの責務で、「努める」という表現で良いのか。先の内容に触れて申し訳ないが、「努める」だと、読んだ時に「やってないのか」と感じてしまうので、断定する表現の方が良いのではないかと感じる。
高澤課長	先に進めると、町民の視点で「している」、「していない」という評価は、個人差があって、評価が分かれると思う。評価が分かれるものを断定表現にはできないので、「努める」にしたが、他者を尊重するということは、誰であっても理解できる内容なので、評価は分かれなないと考え、この様な表現となった経緯がある。よって、他のところの責務との違いを御理解いただきたい。
G 委員	自治基本条例という、最高規範性を持った条例に盛り込むべき内容なのか、文章として残し、町民に守ってもらうべき内容なのか疑問であるため、B 委員に賛成である。
D 委員	人の意見を聞かない人が多いので、私は入れた方が良くと思う。
高澤課長	他の自治体の例を示すと、当然のことであっても、あえて市民の責務に「他者を尊重する」という内容が規定されている。
C 委員	意識付けをしていくためにも、あえて入れた方が良い。規定を入れないと、以下の内容も変わってしまうと思う。
H 委員	表現がストレートに書かれているので、強く感じる。ソフトな表現に変えれば、入れていても良いと思う。
C 委員	表現を検討することで良いと思う。
A 委員	「町民」として、町内に住むだけでなく外部の人でも「町民」に定義してお

	り、多くの人に関わってくるので、確認していく意味で、私はこの規定を入れておいた方が良いと考える。ただし、「ねばならない」という表現は気になる。町民主体でこの条例を作るので、町民にも責務を課し、意識付けていくのが良いと思う。
B 委員	入れた方が良いという意見が多いので、入れておく方向で良いと思う。
興会長	他者を尊重する内容は入れるが、表現をソフトにすることで良いか。
出席委員	了承する。
岩楯主査	第6条の内容と、第6条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
興会長	ご質疑等があればお受けする。
E 委員	この条例が基本条例であるので細かいことについてまで規定しないのは分かる。しかし、「開かれた議会運営」について、私はサラリーマンで平日は勤めているため、平日に議会を公開し傍聴できると言われても、時間的にどうかと感じる。公開していても見る機会がなかなかないので、議会が何をしているか良く分からない。他の方法はないのかと思い、意見を出した。
高澤課長	ここの事務局案に書いてあるとおり、議会だよりは全戸配布されているし、ホームページ上でも議事録を見ることができる。全人口に比して、議員数は18人なので、議員の活動が全員に行き届いていると言われてしまうと厳しいが、議員の日常の活動については、町民のご意見をお聞きしながら行っていると思う。
E 委員	議会の傍聴が平日の昼間なので、時間が現実的にどうなのかと思って意見した。

高澤課長	条例の趣旨と違うが、そういう認識の方もいるということをご意見として承る。
岩楯主査	第7条の内容と、第7条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
A委員	先ほど、町民の権利の中で「町の保有する情報を知る権利を有する」とあった。私は、権利と義務は対になっていると思っている。「権利を有する」に対応する義務に当たるものは、ここで言う「情報提供に努める」なのか。権利の主張の方が強すぎるように感じる。情報提供に関し、議員の判断だけで知り得た町の情報などを提供して良いのか。
高澤課長	第4条第2項の担保として、議会を含む「町」には情報公開条例があり、町民の知る権利との関わりで言えば、情報の適正な取扱いについて、第17条に情報公開等について書かれているが、ここでは議員自らが行う活動についての情報提供を述べている。
A委員	議員の私的な活動に関する情報については問題ないと思うが、議員活動で知りえた「町の情報の提供」について規定しているのではないのか。
高澤課長	ここでは議員個人の活動状況に関しての情報提供のことを書いている。情報の公開、情報提供等については、第4条、第17条で整理を行う。
D委員	ここでは、議員の活動に関する情報の提供だと思う。
興会長	先に進んでよろしいか。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	第8条の内容と、第8条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明

	する。
高澤課長	具体性の担保がないというご意見に対する答えとして補足する。第１項では、参画と協働をこの条例を中心にするということ、第２項では、的確に町民のニーズを把握し、それに則してやっていくこと、第３項では、町民主体の開かれた運営を行うことをそれぞれ規定したものである。
I 委員	福祉行政は、生活保護や母子家庭への補助など幅広い。福祉の向上は良いことだが、ただそれだけではなく、「適正な」をどこかに入れていただきたい。
C 委員	入れると、「適正」という基準が難しいと思う。
B 委員	「住民福祉の向上」は、生活保護だけでなく、あらゆる分野の内容が含まれているのではないか。
I 委員	だからこそ「適正な」を入れた方が良いと考えた。
高澤課長	今のご意見は、現実を踏まえた厳しいご意見だと思う。「町民のニーズにこたえた」とは、一部の声に左右されるものではなく、住民サービス全体のことを指しており、「適正な」を入れなくても支障がないと考えるがいかがか。
C 委員	I 委員に反発する訳ではないが、自治基本条例は、全般的なものについて書かれ、福祉については幅広い解釈なので、これで良いではないか。
興会長	運用面で気を付けていただければ良いのではないか。
E 委員	ちなみに、「住民福祉」は「町民福祉」でなくて良いのか。
高澤課長	四文字熟語として自然なものについては、「住民」のままとしている。混乱を避けるため、整理していない。「住民福祉」については、地方自治法の、地方

	公共団体の役割の中にも使われている単語であり、あえてこのまま使用している。
興会長	慣用的に使用されている語句については、そのままとするということによろしいか。
出席委員	了承する。
高澤課長	予定より遅れているが、時間も押しているので、ここまでとしてはいかがか。
興会長	第 8 条まで審議したということによろしいか。
出席委員	異議なし。
	(2) その他
興会長	その他として何かあるか。
神田主任	第 1 回会議録を配付した。発言等については、要旨をまとめたものである。実際に公開される際には、発言者名については、前回の会議で決定したとおり、A 委員、B 委員というように表記する。 発言内容等についてご確認いただき、何かあれば、次回の会議までに御連絡いただきたい。
河野課長補佐	次回の会議は、お手元の通知のとおり、3 月 9 日の 19 時から、この会場で開催する。内容は、本日の審議の続きからである。
河野課長補佐	4 閉会（20：53） 閉会を宣する。

白岡町自治基本条例策定審議会第2回会議 次第

日時 平成23年3月2日（水）

午後7時～

場所 庁舎3階 庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 条例原案の前文～第4章行政までの調査審議
- (2) その他

4 閉 会

白岡町自治基本条例原案に対する審議会委員からの意見等

番号	該当部分	意見等 (要旨)・その理由	事務局案 (意見等に対する回答・対応等)	審議会の考え方
1	前文	「次世代に引き継ぐ必要がある」→「次世代に引き継ぐ義務がある」 【その理由】 明確な覚悟と考えるから。	職員から同様の意見が出た時には、『『責任』(または『責務』)にしよう、感じ方として『次世代に引き継がなければならない(荷が重い)』と感じられる懸念があります。ここでは、現在『暮らしやすい地域社会』をみんなで協働しながら実現していくことが、結果的に将来(次世代)につながることを表現しておりますので、『必要』のままとします。」と回答しました。 しかし、町民の皆さんがこの条例を守っていくことが「負担」ではなく、むしろ「決意」として良い方向に考えていくのであれば、そのように表現を修正したいと考えます。	
2	前文 3行目	次世代に引き継ぐ必要がある。 ⇒ 必要という言葉は、曖昧かと思います。責務とする位の強い意志があっていいのではないかな。		
3	前文	「安全安心で暮らしやすい」→「安全安心で健康で幸せに」 【その理由】 町民の最大の目標は健康で幸せな生活だから。	「健康で幸せ」であることは、確かに町民の願いだと思います。しかし、そのために自治基本条例で「何ができるのか」を考えた時に、健康で幸せであることは一人ひとりの価値観にもよるところもあり、前文に盛り込むのが難しく、また、「安全安心で暮らしやすい」に含まれるとも考えるため、このままとしたいと考えます。	
4	前文	「少子高齢化への」→「青少年育成と少子高齢化への対応」 【その理由】 次世代への強いメッセージが必要だと思います。	ここでは、課題を例示しております。ここでいろいろと修飾語を加えると、本当に言いたいメッセージが伝わりにくくなる懸念がありますので、このままとしたいと考えます。	
5	前文	最高規範性を削除する。 【その理由】 堅すぎる。	「自治」とは、自ら治めること、それが民主主義の根本です。条例の中に他の条例との関係に関する解釈規定を盛り込むことで、個別の条例や規則、計画等は、この条例の趣旨を最大限に尊重することを謳い、この条例の「基本性」、「最上位性」を明らかにしています。この、最高規範性を謳うことによって、本来、同列である(優劣がない)他の条例を改正を必要が生じることから、少しでも分かりやすくしたいと考えます。	
6	第2条(2)	「町」の定義に議会を含めることに違和感がある。一般的に「町」という場合、執行機関を指すのではないかな。議会と執行機関を別々に定義するか、(3)に「行政」の定義があるので、それで良しとするのか、どちらかではないかと思うが。	町という場合、地理的な区域を指すのか、地方自治体・執行機関のことを指すのかについて、いろいろ議論がありました。 誤解が生じないように定義を追加したものです。	
7	第2条(6)	地域自治組織の定義に、「ボランティア団体その他の町内で自治的な活動をしている組織」とあるが、「自治的な活動」とは、具体的にどのような活動を指すか。	具体的には、行政区の区域内で行っている自治会活動や、ボランティア団体が、公共的な課題を含めて取り組んでいる活動などを指し、それを「自治的」と表現しています。	
8	第2章～第4章	「努めるものとする。」→できる限り断定的表現すべきです。 【その理由】 第6条～第9条について、曖昧表現ととられかねません。	条例に規定すると、法的に効力を持つことになります。自治の理念、まちづくりの方向性を規定するものが自治基本条例ですので、断定的に表現し難いものについては、自主的に行っていただくことを期待する表現として「努めるものとする」にしています。	
9	第5条、第5条2項	当然の前提事項であり、わざわざ書き込む必要はないのではないかな。	おっしゃるとおり、当然、前提となりますが、守っていただきたい内容については、認識、自覚を持っていただけるよう、あえて規定しております。 なお、他のところでも同様に、当然の内容でも規定しているところがあります。	
10	第6条 2行目	向上を目指し、政策の提言 ⇒ 向上を目指し、町民ニーズに沿った政策の提言 町民のニーズを把握した上での政策提言	政策提言等は、住民福祉の向上を目的としていることを明確にしています。議会議員につきましては、住民の代表として選出されていることから、町民ニーズに沿わない提言は想定しておりません。	

白岡町自治基本条例原案に対する審議会委員からの意見等

番号	該当部分	意見等 (要旨)・その理由	事務局案 (意見等に対する回答・対応等)	審議会の考え方
11	第6条 3項 2行目	開かれた議会運営に努める ⇒ これを担保するための方策が必要ではないか。	自治基本条例は、自治における理念、基本的なルールをまとめるものです。ここでは具体的な方法まで規定するものではありません。 議会では、既に会議を公開し、議会だよりやホームページでも情報提供を行っております。さらには、日常の議員活動の中で、多くの町民の皆さんの意見を聴いております。それらのことが第7条第2項で表現され、結果として第6条第1項の政策提言につながると考えます。	
12	第7条 2項 2行目	議員活動の情報提供に努める ⇒ 町民ニーズの把握はどうするのか？	町民の意向を把握することについては、第6条第2項、第8条第2項で規定しています。また、そうした町民の意向を生かすために、この条例では、参画と協働を中心的な考え方に置いています。	
13	第8条 1項 2行目	「参画及び協働による」とあるが、誰の参画か、誰と誰との協働なのか、主語が不足しているように思うが。(文章表現上)	「行政は、町民の信頼にこたえるため」とあるので、特に主語を明記しておりませんが、行政と町民との協働のことを指していますので、「町民」を加えても良いと考えます。	
14	第8条 3項 1行目	町民主体の行政運営 ⇒ 言葉だけのように思える。もっと具体性が欲しい。	自治基本条例は、自治における理念、基本的なルールをまとめるものです。ここでは具体的な方法まで規定するものではありませんが、そうしたことのために、第1項、第2項などを規定しております。	
15	第9条 3項	町長として当然のことであり、基本条例にここまで具体的に定める必要はないのではないか。(執行権の範疇では？)	当然のことであっても、町民の要望が強い(重要であると考えている)ものについては、あえて規定しているものです。	
16	第9条 3項 2行目	費用対効果を重視 ⇒ 費用対効果という考え方は、経済第一主義・効率第一主義の考え方ではないでしょうか。この考え方は、福祉に繋がらない。何に変えたらいいのか、と言われても答えられないのですが。	ご意見のとおり、地方公共団体の仕事は、経済性だけで考えられるものではありません。ただ、各事業を遂行する上では、限られた予算を考慮し、費用対効果を重視していくことは大切だと考えています。	
17	第10条 2行目	誠実かつ効率的に ⇒ 費用対効果と同じ考え方です。効率を追求すると余裕がなくなり人々は追い詰められていく。効果的に、を提案したい。	「効果的に」に修正したいと考えます。	
18	第15条 2項 2行目	当該提案等を尊重する ⇒ 尊重という言葉には、無視しても罰せられない。『尊重し、町の考え方を付して遅滞なく公開する。』程度の追記が必要ではないかと。	この条例では、自治における理念、基本的なルールを定めるものです。町民の参画等の詳細については、別に住民参画条例を定める予定をしておりますので、個別制度ごとに検討させていただきます。 なお、町長への手紙制度やパブリックコメント制度など、現在でも、内容や町の考え方を公表しております。	
19	第15条 3項 2行目	考え方を公表する ⇒ 誰の考え方ですか？	主語が「行政は」となっているので、主に町長の考え方になると思います。	
20	第17条 2項 2行目	活動状況の提供に努める ⇒ 町の支援があってもいいかと思います。	第17条は、情報公開について規定しているものであり、地域自治組織に対する町の支援については、第16条「地域自治組織」にあります。	
21	第18条	「次世代を担うこども」→「次世代を担う青少年」 【その理由】 こども＝幼児、児童とも取れますが、正に青少年に次世代を託すべきと考えます。(～24歳くらいまで)	当初、「こども」という表現を使用し、「青少年」を含めて想定しておりました。「青少年」＝「青年と少年」とすると、12歳から39歳くらいという考え方もあります。 ここでは、あえて年齢は定めておりません。	
22	第19条2項	常設型の条例を別途定めるのであれば、実施要件は、その条例の中で規定すればよく、ここでは必要ないのではないかと。また、地方自治法の改正が取りざたされている昨今、自治法の中で規定されればそちらが優先する。したがって現段階で具体的な要件を入れる必要はないと考える。	住民投票については、特に外国人の参政権に関して、町内外から多くの意見をいただいているところですが、したがって、別の条例に委ねることも一つの方法ですが、ここでは、住民投票ができる「最低限」の要件を入れました。	

白岡町自治基本条例原案に対する審議会委員からの意見等

番号	該当部分	意見等 (要旨)・その理由	事務局案 (意見等に対する回答・対応等)	審議会の考え方
23	第20条	「4年を超えない期間ごとに」とあるが、「4年」の根拠は何か、説明がない。	自治基本条例は制定するだけではなく、いかに運用されるかが大事ですので、時代や社会情勢に則した検証が必要であるという結論になりました。 そこで、町長の任期が4年であるので、その期間の内に1回は検証するということで「4年」としています。今後、条例の説明文に何らかの形で追加して参ります。	
24	全体を通して	町をどう進めたいのか。個別具体的な事を記述するものではないと考えますが、グランドデザイン・方向性を示すものは必要ではないでしょうか。 例えば、環境問題をどう考えるのか。 少子高齢社会に向かって町民の暮らしをどう支えていくのか 経済の発展を望めない人口減少社会で、豊かな町とはどうあるべきか	自治基本条例は、具体的な施策を盛り込むものではなく、どのようにあるべきかという理念や、今後行動していくための考え方を規定するものになります。	
25	その他	前文で「地域の特質」と強調しているが、何が地域の特質なのか考え、特定し、どう発展させるかを盛り込めれば全国200の自治体の自治基本条例に対し、白岡町の独自性が出せるのではないのでしょうか。 ①地勢的 ②歴史的 ③農業資源的	白岡町の特色を出したいということについては、「つくる会」でもかなり議論しました。 大きな災害もなく、交通の利便性から人口増の要素が多く、現に町制から市制への移行が想定されていることなどから、次世代を取り上げ、いつまでも安全安心に住んでもらえることが特徴だと考えます。また、白岡町の自治基本条例の独自性として、次世代(こども)への継承を大きく取り上げていることや、住民投票を取り上げていることが特徴として挙げられると思います。 しかしながら、独自性を出すことより、白岡町に合った条例をつくることに重きを置いています。	
26	その他	『白岡町の憲法』という位置づけとの触れ込みですが、町民・議会・行政の関係を中心に論じていると思われます。それぞれの基本的な方向性や権利・義務については同感できます。しかし、憲法に準えるのであれば、白岡町をどんな町にしたいのか。これが白岡町民の目指す生活だ、というものを、その目指すべき方向性を明確に表現してよいのではないのでしょうか。この条例案からは、白岡町の進むべき道が見えてこない。	この条例では、住民がまちづくりに参画できる理念が謳われています。三者が同じベクトルに進めるための環境づくり(まちづくり)が行えるようにすることを基本的な考えとしています。まちづくりの具体的な施策については、別に総合振興計画などで定めています。	
27	その他	白岡町の方向性を明確に もっとも考えるべき事は、少子高齢化による様々な影響への対応でしょう。こどもたちの安全、子供たちの未来について、高齢者への対応、福祉社会の進むべき方向、定常社会への対応など。進むべき方向性を明確にしていく。産業によるのではなく、町民たちのコミュニティによる活性化を生かす方法などを表現していけたらと思います。		
28	その他	町民の意思を反映させるために 町民の意思を条例や行政運営に反映させたいとの意向があります。反映させるためには、議会や行政とは別に独立した第三の機関(町民を代表する委員会)を設立し議会や行政の動きを常に監視し町民に報告するようにすべきではないのでしょうか。議会は行政を監督する立場ですが、議会活動が町民にはあまり伝わってこないと感じています。議会そのものを監視する、または議会と町民との疎通を良くする必要があるのではないかと感じています。	今後、町民の意思を反映させるために、町の政策ごとに、今以上に幅広い町民の方々のご意見をお聞きすることになると考えております。また、検証するための組織についても設置いたしますので、ご意見をいただきたいと思います。 地方自治に関しては、憲法や地方自治法に詳細な規定があり、住民の代表として町長、議会議員という二元代表制によって運営されております。自治基本条例は、まちづくりの理念やルールを定めているものですが、法律の枠を超えたような組織は設置できません。	